

# 坂町行政改革推進計画

(計画期間:平成17年度～平成21年度)



平成19年6月  
坂町

# 目 次

1	坂町行政改革推進計画について	1
2	行政改革の基本方針	1
3	計画期間	2
4	進行管理	2
5	より生産性の高い組織への変革	3
(1)	民間委託等の推進	3
(2)	施設等維持費の見直し	4
(3)	補助金等の整理合理化	6
(4)	事務事業の整理合理化	7
(5)	組織・機構の見直し	10
(6)	各種委員会、審議会の見直し	11
(7)	定員管理の適正化	12
(8)	給与の適正化	13
(9)	人材育成	14
6	持続可能な財政システムの構築	15
	歳入の確保	15
7	住民本位の行政の推進	18
(1)	説明責任の確保	18
(2)	地域協働の推進	19
8	財政目標効果額	20
9	財政見通し	21

## 1 坂町行政改革推進計画について

坂町では、平成 9 年に坂町行政改革推進委員会の提言を受けて坂町行政改革大綱を定め、組織・機構の見直しによる定員管理の適正化など、行政運営の効率化に努めてきました。

しかしながら、急激な少子高齢化・人口の減少、自己決定・自己責任を原則とする地方分権型社会への潮流など、最近の市町村行政を取り巻く環境は大きく変化しております。

また、景気は緩やかな回復を続けているものの、長引く景気の低迷による税収の減少や景気対策のための多額の地方債発行、国の三位一体改革による地方交付税の減少などにより、市町村の財政状況は大きく悪化しており、地方自治体は持続可能性を確保するための改革を求められている状況にあります。

坂町では、こうした課題に対応する行財政制度改革について、最近の諸情勢を踏まえ、単独町政の維持、自主・自立の行財政運営を図る観点から、坂町行政改革推進審議会へ審議を依頼し、答申を受けたところです。

坂町行政改革推進計画は、この答申に基づき、具体的な行政改革項目を提示し、「いつまでに」「何をするか」を明らかにし、できるだけ住民にわかりやすいものとなるよう心がけて策定しました。

坂町行政改革推進計画の実施に当たっては、町民と行政がまちづくりの目標を共有し、それぞれが補完、協力しながら自主自立のまちづくりに取り組む必要があります。

坂町が今後とも「小さくても光り、輝きのあるまち」として存続していきけるよう、町民の皆様の御理解と御協力を得ながら、本計画を着実に実施して参ります。

## 2 行政改革の基本方針

### (1) より生産性の高い組織への変革

民間委託の推進や事務事業の再編・整理などにより、単独町制を可能とする機動的、効率的な組織体制の整備を図ります。

また、地方分権や行財政改革に対応できる人材の育成と持続的な改革・改善に取り組む組織風土の定着を図ります。

### (2) 持続可能な財政システムの構築

少子高齢化の進展や三位一体の改革、国の歳出・歳入一体改革による財政構造の変革に対応できるよう、歳入規模に見合った歳出予算の編成

に努めます。

また、歳出の削減とともに、町の維持・発展を図る必要不可欠な財源を確保するため、併せて歳入増加策を検討します。

### **(3) 住民本位の行政の推進**

県からの権限移譲などの地方分権の推進に対応し、住民本位の行政運営を図るため、住民への行政に関する情報提供・公開を進めるとともに、説明責任の確保に努めます。

また、住民と行政が共通の目的を共有し、それぞれが対等の立場で補完、協力しながら自主・自立のまちづくりに取り組めるよう、各地区の住民福祉協議会等と連携を図ります。

## **3 計画期間**

計画期間は、「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針」に基づく各地方公共団体の取組みとの整合性を勘案し、平成 17 年度～平成 21 年度の 5 年間とします。

## **4 進行管理**

各年度の計画の進捗状況について、フォローアップを行い、その分析結果及び必要に応じた計画の修正を翌年度の 6 月にホームページや広報誌により公表します。

## 5 より生産性の高い組織への変革

### (1) 民間委託等の推進

民間等の専門性・ノウハウの活用により、行政サービスの向上や効率化を進めるため、指定管理者制度やPFIなどアウトソーシング手法の活用を図ることにより、事務事業の効率化を推進する。

(単位:千円)

項目 (担当課)	内容	目標・具体的取組等	施策実施スケジュール				
			平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
町立横浜保育所の運営の見直し (民生課)	・老朽化している町立横浜保育所の改築に合わせ、延長保育、一時保育等の多様化する保育ニーズを満たすことができる効率的な保育所の運営を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成19年度 保育ニーズの保護者等への意見聴取、結果分析、改築・運営費用の検討、運営方針決定</li> <li>● 平成20～21年度 横浜保育所改築実施、運営方針に基づく運営準備 (平成21年度 開所予定)</li> </ul>			検討 ↓ 各種調査・分析 ↓ 方針決定	方針決定に基づき実施	開所
		見直しによる効果額					
常備消防業務の事務委託 (環境防災課)	・海田地区消防組合を解散し、広島市へ事務委託する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成19年度 広島市への常備消防業務の委託 (大規模災害・特殊災害への対応、スケールメリットによる人件費等の削減)</li> </ul>	委託に向けた協議・検討		広島市への委託実施		
		見直しによる効果額(海田消防存続の場合との比較) 計 △ 53,320			△ 13,010	△ 22,610	△ 17,700

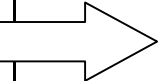
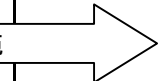
## (2) 施設等維持費の見直し

町が設置した施設や町が運営している事務事業について、「設置の意義」、「利用率」などの観点から継続的に点検し、見直しを行う。

(単位:千円)

項目 (担当課)	内容	目標・具体的取組等	施策実施スケジュール					
			平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
ネットワーク回線の見直し (総務課)	・ネットワーク回線設定の変更(ブロードバンド事業)による見直し	● 平成17年度実施 公民館や小中学校等の公共施設の回線を高速化するとともに、回線使用料の削減を図る。	実施	高速ネットワーク回線の利用				
			見直しによる効果額	計 △ 18,342	△ 134	△ 4,552	△ 4,552	△ 4,552
公用車台数の見直し (総務課)	・稼働率などを勘案、事務に支障のない範囲での見直し	● 平成19年度から2台廃止	検討	公用車2台廃止				
			見直しによる効果額	計 △ 780			△ 260	△ 260
安芸クリーンセンターごみ焼却熱利用発電 (環境防災課)	・発電設備の改造による売電の実施、買電の減少	● 平成18年度 発電設備の改造  ● 平成19年度～ 売電の実施による安芸地区衛生施設管理組合負担金の減 (組合全体 △26,476千円/年)	改造	売電の実施				
			見直しによる効果額	計 △ 4,587		3,951	△ 2,846	△ 2,846
坂町循環バスの運行形態の見直し (都市計画課)	・利用状況を踏まえた運行形態の見直し	● 平成19年度中に検討 坂町循環バスの利用状況等を踏まえ、利用者が少ない曜日及び便の運休等、運行形態見直しの検討を行う。	検討					
			見直しによる効果額					

(単位:千円)

項目 (担当課)	内容	目標・具体的取組等	施策実施スケジュール				
			平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
坂小学校警備方法の見直し (学校教育課)	・警備方法(宿日直と機械警備の両方を実施)の見直し	● 平成18年度から宿日直を廃止し、機械警備のみとする。					
			坂小学校宿日直廃止 				
		見直しによる効果額 計 △ 4,616		△ 1,154	△ 1,154	△ 1,154	△ 1,154
小学校プールの一般開放見直し (生涯学習課)	・利用者数等を勘案し、プール一般開放期間の見直しを図る。	● 平成18年度 従来の一般開放期間 7/21～8/31(開放期間37日) を7/21～8/20(解放期間24日)とする。  ● 平成19年度 週1回(月)の休みを週3回(月、水、金)の休みとする。(開放期間18日) 地域住民、PTAの理解を得て、事前に広報等で周知する。 また、利用状況の把握に努める。					
			一般開放期間の短縮実施 				
		見直しによる効果額 計 △ 3,126		△ 588	△ 846	△ 846	△ 846

### (3) 補助金等の整理合理化

公益上必要がある場合に各種団体等へ補助を行っているが、所期の目的を達成した補助金の廃止や補助団体の自立性、事業の内容等を踏まえ、補助金の見直しを行う。

(単位:千円)

項目 (担当課)	内容	目標・具体的取組等	施策実施スケジュール				
			平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
各種団体補助金等の見直し  (議会事務局) (総務課) (企画財政課) (税務課) (住民課) (民生課) (福祉保健課) (環境防災課) (産業建設課) (学校教育課) (生涯学習課)	・所期の目的を達成した補助金の廃止や補助団体の自立性、事業内容等を踏まえた補助金の見直しを行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成17年度 納税貯蓄組合補助金等の廃止(2件)、姉妹縁組補助金の見直し</li> <li>● 平成18年度 青色申告会補助金等の廃止(5件)、議会政務調査費のカット(50%) 水産業振興補助金、商工業振興補助金等の10%削減 住民福祉協議会への補助金を集約し、10%削減のうえ「地域づくり交付金」として社協から一括交付 葬祭料補助金の見直し(引上げ)</li> <li>● 平成19年度 海外研修事業のあり方を総合的に検討 低公害軽自動車普及促進事業補助金の廃止(1件) 議会政務調査費のカット(50%)、老人クラブ補助金の見直し</li> </ul>					
			補助金の見直し実施				
			廃止 2件	廃止 5件 各種団体補助金10%削減等 葬祭料補助金の見直し	廃止 1件 海外研修事業のあり方の検討 老人クラブ補助金の見直し		
	見直しによる効果額	計 △ 16,982	△ 945	△ 1,223	△ 5,462	△ 4,676	△ 4,676
前納報奨金の廃止  (税務課)	・町民税、固定資産税の前納報奨金の廃止	● 平成18年度 制度の意義の希薄化、税負担の公平性等の観点から廃止					
			前納報奨金の廃止				
	見直しによる効果額	計 △ 41,600		△ 10,400	△ 10,400	△ 10,400	△ 10,400



#### (4) 事務事業の整理合理化

最少の経費で最大の効果を上げる行財政運営は、町民に対する町の責務であり、真に必要な行政サービスを効率的に提供するため、事務事業の役割や効果を精査し、廃止や統合も視野に入れた見直しを行う。

(単位:千円)

項目 (担当課)	内容	目標・具体的取組等	施策実施スケジュール					
			平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
敬老会運営方法 の見直し  (福祉保健課)	・高齢者数の増加に伴う開催場所、対象者、弁当配布などの運営方法の見直し	● 平成19年度～ 運営方法の見直し検討、運営方法の見直し実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>┌ 会場を町民センターへ変更</li> <li>└ 対象者 70歳以上→75歳以上へ変更</li> <li>└ 弁当等の配布を中止</li> </ul>						敬老会運営方法の見直し実施
		見直しによる効果額 計 △ 3,096			△ 1,032	△ 1,032	△ 1,032	
敬老祝金等の見直し  (福祉保健課)	・敬老祝金、敬老年金の支給要件の見直し	● 平成17年度 敬老祝金の支給要件見直し (70歳以上の支給→節目の年齢時のみの支給)						敬老祝金の見直し実施
		● 平成18年度 敬老年金の支給要件見直し (市町村民税非課税世帯 支給年齢70歳以上→80歳以上)						敬老年金の見直し実施
		● 平成19年度 敬老年金のあり方の検討			検 討			検討結果による実施
		見直しによる効果額 計 △ 52,985	△ 8,081	△ 11,226	△ 11,226	△ 11,226	△ 11,226	
坂町児童手当の 見直し  (民生課)	・児童福祉に係る社会情勢の変化に伴う坂町児童手当の廃止	● 平成19年度～ 一定の事業目的が達成されたため廃止						坂町児童手当の廃止
		見直しによる効果額 計 △ 4,140			△ 1,380	△ 1,380	△ 1,380	
老人緊急通報事業の 見直し  (福祉保健課)	・老人緊急ベル設置協力者報奨金の緊急通報装置設置整備事業への移行	● 平成18年度～ 老人緊急ベル設置協力者報奨金の廃止 緊急通報装置設置整備事業へ移行 (自己負担 500円/月の創設)	報奨金廃止					老人緊急通報事業の実施
		見直しによる効果額 計 △ 6,236		△ 1,559	△ 1,559	△ 1,559	△ 1,559	

(単位:千円)

項目 (担当課)	内 容	目標・具体的取組等	施策実施スケジュール					
			平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
町民センター各種講座の運営方法見直し (生涯学習課)	・各種講座の定着状況を踏まえた自主運営グループへの移行	● 平成19年度～ 青少年教室等を自主運営へ転換し、参加者が自ら企画し、費用(報償費)も受益者負担とする(9教室)。						青少年教室等の自主運営 
		見直しによる効果額 計 △ 4,848			△ 1,616	△ 1,616	△ 1,616	
口座振替領収書発送回数の見直し (企画財政課)	・町税等の口座振替領収書の毎月発送を年1回発送へ変更	● 平成18年度～ 町税等の口座振替領収書の毎月発送を年1回発送へ変更						口座振替領収書 年1回発送へ変更 
		見直しによる効果額 計 △ 4,028		△ 1,007	△ 1,007	△ 1,007	△ 1,007	
地方債の繰上償還 (企画財政課)	・高金利の公的資金等の繰上償還	● 平成19年度 高金利(7%以上)の公的資金及び縁故資金の繰上償還の実施による利子負担の軽減  公的資金繰上償還額 15,381千円 縁故資金繰上償還額 65,070千円 平成20年度以降の利子負担軽減総額 △12,440						繰上償還の実施 
		見直しによる効果額 計 △ 4,069				△ 2,341	△ 1,728	
入札制度・契約制度改革の検討 (企画財政課)	・一般競争入札、電子入札、長期継続契約制度の導入検討	● 19年度 施設管理業務等の長期継続契約制度の導入実施 一般競争入札、電子入札制度の検討						長期継続契約の導入・一般競争入札等の検討 
		見直しによる効果額						

(単位:千円)

項目 (担当課)	内容	目標・具体的取組等	施策実施スケジュール				
			平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
物品費用等の削減 (総務課) (住民課) (生涯学習課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報の利用による印刷製本廃止等</li> <li>・給与袋、給与明細の指定用紙の廃止</li> <li>・住民基本台帳カード発行事務の委託によるリース料削減</li> <li>・消耗品の一括購入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成18年度～ 道徳作文の小冊子製本を広報さかへの掲載に切り替える。また、成人式のしおりを自主作成に改める</li> <li>● 平成19年度～ 毎月の給与、年2回の賞与に使用する指定用紙を廃止し、既存の封筒等の利用に切り替える</li> <li>● 平成19年度～ 住民基本台帳カード機のリースを取りやめ、カード発行事務を委託することにより、経費の削減を図る</li> <li>● 平成20年度～ コピー用紙、トイレトペーパー等の物品の見積入札による一括購入</li> </ul>					
		見直しによる効果額		△ 303	△ 522	△ 1,125	△ 1,125

(5) 組織・機構の見直し

三位一体の改革、県からの権限移譲等、町を取り巻く環境が大きく変化しており、これまで実施してきた組織の再編整備等を検証しつつ、引き続き簡素で効率的な組織の構築を目指し、組織・機構の見直しを行う。

(単位:千円)

項目 (担当課)	内容	目標・具体的取組等	施策実施スケジュール				
			平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
組織の再編整備 (総務課)	・組織の一元化、系統化等による合理的組織づくり ・権限移譲の受入れに柔軟に対応できる組織の構築及び人員の適正配置	権限移譲や住民ニーズの多様化に対応し、効率的、効果的な組織体制を構築する。  ● 平成19年度 組織・機構の再編計画の策定  ● 平成20年度 組織・機構の見直し実施					
		見直しによる効果額					
議員定数の見直し (議会事務局)	議員定数を14人から12人へ削減	● 平成18年度 議員定数条例改正  ● 平成19年度 議員定数削減		条例改正			
		見直しによる効果額	計 △ 23,034			△ 7,390	△ 7,822

(6) 各種委員会、審議会の見直し

委員会等の設置目的、社会情勢の変化などを踏まえ、委員会のあり方の検討を行う。

(単位:千円)

項目 (担当課)	内容	目標・具体的取組等	施策実施スケジュール					
			平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
各種委員会、審議会の見直し (総務課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員の公募による選任</li> <li>委員定数のあり方</li> <li>委員報酬のあり方</li> </ul>	社会情勢の変化などを踏まえ、委員会の委員の選任方法、委員定数及び委員報酬のあり方を検討する。						
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成17年度～ (検討基準)</li> <li>・委員会等の設置意義が薄れたものについては、廃止する</li> <li>・年齢制限を設け、原則80歳以上の者を委員としない</li> <li>・委員会活動内容等を踏まえ、必要に応じて、委員定数、委員の公募による選任、委員報酬の見直しを行う</li> </ul>	実施	3委員会廃止	必要に応じて検討、実施	平成23年度廃止予定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・坂町史編さん協力者会議委員</li> <li>・坂町史編さん委員</li> <li>・坂町史刊行委員会</li> </ul>		
		見直しによる効果額	計 △ 1,028		△ 257	△ 257	△ 257	△ 257

## (7) 定員管理の適正化

行政サービス水準の維持や県からの権限移譲に十分配慮しつつ、引き続き定員の適正な管理に努める。

(単位:千円)

項目 (担当課)	内容	目標・具体的取組等	施策実施スケジュール							
			平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度		
定員の適正管理 (総務課)	定員管理適正化計画に基づき、職員数の適正化を図る	職員数の適正化、事務権限の受入れに係る職員増加の抑制								
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成18年度 定員適正化計画の策定</li> <li>● 平成19年度～ 定員適正化計画の実施・見直し</li> </ul>								
		4月1日現在 職員数(人)	110 (実績)	104 (実績)	103 (実績)	101 (予定)	99 (予定)	98 (予定)		
		見直しによる効果額		△ 29,685	△ 29,848	△ 38,091	△ 48,211	△ 51,255		

(事務権限の移譲に伴う職員数の増加分は含めていない)

注:職員数の適正化による財政効果については、P13の「給与の適正化」の給料推計から一部再掲

(8) 給与の適正化

職員の給料や各種手当について、社会情勢などを踏まえ、給与の適正化を図る。

(単位:千円)

項目 (担当課)	内容	目標・具体的取組等	施策実施スケジュール				
			平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
給与構造改革に基づく給与の適正化 (総務課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域手当導入の見送り</li> <li>・特殊勤務手当の見直し</li> <li>・退職手当の見直し</li> <li>・特別職等給料の削減</li> </ul>	給与水準の適正化を図りながら、総人件費の抑制に努めるとともに、 人事評価の結果を反映した給与制度への転換を図る。  <ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成17年度 人事院勧告に基づく給与制度の改正(退職手当の見直しを含む)</li> <li>● 平成18年度 地域手当導入の見送り</li> <li>● 平成18年度・19年度 特別職等給料削減(平成18, 19年度) 町長、収入役、教育長の給料5%カット</li> <li>● 平成19年度 特殊勤務手当の見直し(平成19年度)</li> </ul>					
		見直しによる効果額	計 △ 201,170		△ 43,790	△ 44,424	△ 51,418

(9) 人材育成

簡素で効率的な行政の実現のため、国において能力・実績主義の人事管理の徹底を目指す公務員制度改革が進められている。町としても職員の持つ能力を可能な限り引き出し、活用していきけるよう、人材育成を推進する

(単位:千円)

項目 (担当課)	内容	目標・具体的取組等	施策実施スケジュール				
			平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
職員のもつ能力を可能な限り引き出し活用していく人事管理の実現 (総務課)	・人材育成基本方針の策定 ・職員の意識改革の徹底	職員の持つ能力を可能な限り引き出し、職員自らが積極的に仕事に取り組める人材育成の推進。					
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成19年度 人材育成基本方針(研修に関する基本方針を含む。)の策定</li> <li>● 平成20年度～ 人材育成基本方針の周知・実施</li> </ul>			実施 →	実施 →	
		見直しによる効果額					
人事評価制度の見直し(総務課)	人事評価の実施に向け、人事評価制度を見直すとともに、適正に評価を行うための評価者研修の機会を設けるなど、段階的に人事評価を見直す。	(現行制度) 勤務評定の実施(12月)、自己評価の実施(3月)					
		一般職員「自己申告書」「職務業績票」 管理職「自己申告書」「職務業績票」「職務評定票」 収入役・教育長・参事「職務評定票」			実施 →	人事評価制度の見直し →	見直し後 → 研修・試行
		職員の業績や能力を自己申告、面接などに基づき、より適正に評価し、給与や昇格へ反映させる。					
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成20年度～ 人事評価制度の見直し</li> <li>● 平成21年度 人事評価研修、人事評価の試行</li> </ul>					
		見直しによる効果額					



## 6 持続可能な財政システムの構築

### 歳入の確保

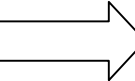

少子高齢社会の進展に伴う扶助費の増加や小中学校の整備、道路・海岸・河川整備の三位一体の防災対策を推進する経費など、町の維持・発展に必要な事業への財源が今後不足することが予想される。

このため、徹底した行政改革の実施とともに、新たな財源の確保について検討を行う。

(単位:千円)

項目 (担当課)	内容	目標・具体的取組等	施策実施スケジュール				
			平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
徴収強化 (税務課)	・税源移譲に伴い、個人住民税が増加することを踏まえ、徴収率の向上、収納未済額の削減を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成17年度～ 税務課及び関係課による昼間及び夜間の合同徴収の実施 短期保険者証及び資格証明書の活用による納付相談の実施 財産調査及び不動産差押の実施</li> <li>● 平成18年度～ 債券差押の実施</li> <li>● 平成19年度 県税職員との個人住民税併任徴収の検討</li> <li>● 平成20年度～ 県税職員との個人住民税併任徴収の実施(検討結果による。) 国税OB(徴収嘱託員)の採用検討</li> <li>● 平成21年度 国税OB(徴収嘱託員)の採用(検討結果による。)</li> </ul>	合同徴収、納付相談、不動産差押の実施				
			債券差押の実施				
			併任徴収の実施				
			併任徴収の検討				
			併任徴収の検討		国税OBの採用		
			併任徴収の検討		国税OB採用検討		
		見直しによる効果額					
納税思想の普及 (税務課)	・納税意識の高揚を図り、収納率の向上に寄与する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成17年度～ 町内放送による税等の納期限の告知 国保税パンフレットの成人式での配布</li> <li>● 平成18年度 国保税滞納整理月間の設定(県内全市町一斉)</li> <li>● 平成19年度～ 納税推進強化月間の設定(県内全市町一斉)</li> </ul>	町内放送による納期限告知、国保税パンフの配布				
			納税推進強化月間の設定				
			国保税滞納整理月間の設定				
			納税推進強化月間の設定				
		見直しによる効果額					

項目 (担当課)	内容	目標・具体的取組等	施策実施スケジュール				
			平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
法人町民税の税率変更 (税務課)	・大企業の法人町民税の税率を現行12.3%から14.7%へ変更する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成19年度 歳入確保策として、大企業の法人町民税の税率変更を検討する。</li> <li>● 平成20年度 検討結果に基づき実施</li> </ul>			検討	法人税率変更の実施	
		見直しによる効果額 計 42,000				20,000	22,000
都市計画税の導入検討 (税務課)	・道路、公園などの都市計画事業等に要する費用に充てるため、目的税である都市計画税の導入について、検討する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成19年度以降検討 都市計画税の収入見込額 約9千万円 (19年度固定資産税の見込から税率0.1%で試算)</li> </ul>			都市計画税の導入検討		
		見直しによる効果額					
国民健康保険税の課税方式変更 (税務課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険税所得割の算定方法変更の検討</li> <li>・4月に実施している国民健康保険税の暫定賦課の廃止検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成19年度以降検討 負担の平準化、後期高齢者医療制度の課税方法との整合性の確保を図るため、国民健康保険税所得割の算定方法の変更を検討する。</li> <li>国民健康保険税の4月の暫定賦課廃止の検討</li> </ul>			国保税の課税方法の検討 (暫定賦課の検討を含む。)	検討結果に基づき実施	
		見直しによる効果額					
施設使用料の適正化 (都市計画課) (生涯学習課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者負担の原則に基づき、施設使用料の適正化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成18年度 下水道使用料の改正(平均改定率 26.1%)</li> <li>● 平成19年度 町民センター使用料等の減免規定見直し(7割減免→5割減免) B&amp;Gプール使用料の見直し 町外の利用者 大人 200円→300円 小人 100円→150円</li> </ul>		下水道使用料の見直し			
		見直しによる効果額 計 293,889		51,225	78,240	81,946	82,478

項目 (担当課)	内 容	目標・具体的取組等	施策実施スケジュール				
			平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
未利用町有財産 の売却  (都市計画課)	・下山町営住宅跡地等の未 利用財産を町民等へ売却 し、財源の確保を図る。	● 平成19年度 下山町営住宅跡地等の売却					
		見直しによる効果額					
基金の効率的運用  (出納室)	・国債購入による基金の効 率的運用	● 平成18年度 国債購入 1億円					
		● 平成19年度 国債購入 1億円					
		見直しによる効果額 計 4,444			1,160	1,642	1,642
ホームページへの 有料広告等  (企画財政課) (生涯学習課)	・ホームページへの有料広 告の掲載、町民センター等 で開催する各種講座への参 加負担金の徴収、自動販売 機設置手数料の見直し	● 平成19年度～ ホームページへの有料広告掲載 町民センターでの趣味的講座への参加費徴収 海洋センターでの水泳教室等への参加費徴収 自動販売機設置に際し、入札等により手数料収入増を図る					
		見直しによる効果額 計 2,961			867	1,047	1,047

## 7 住民本位の行政の推進

### (1) 説明責任の確保

町民ニーズが多様化する中、地方分権の進展に伴い、それぞれの地域特性に応じた行政サービスを実施する必要がある。  
このため、町民ニーズの把握と説明責任の確保に努め、満足度の高い行政サービスの提供を目指す。

(単位:千円)

項目 (担当課)	内容	目標・具体的取組等	施策実施スケジュール				
			平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
住民への積極的な 情報提供による開 かれた町政の実現  (総務課) (企画財政課)	・分かりやすい広報・公聴活 動の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成17年度 町政懇談会の実施 広報誌に関するアンケートの実施(全世帯配布 回収率19.3%) ホームページ作成ガイドラインの制定 ユニバーサルデザインを取り入れたホームページの更新</li> <li>● 平成17年度～ 情報公開制度の適正な運用</li> <li>● 平成18年度 字体・写真の拡大、ページ数の増加などの広報誌見直し</li> <li>● 平成19年度、平成21年度 町政懇談会の実施</li> </ul>	町政懇談会の実施		町政懇談会の実施		町政懇談会の実施
			見直しによる効果額				
			情報公開制度の適正な運用の実施				
			広報誌見直しの実施、ホームページ更新実施				
			広報誌に関する アンケートの実 施				
			ホームページ作 成ガイドラインの 制定				

(2) 地域協働の推進

町民と行政がまちづくりの目標を共有し、それぞれが補完、協力しながら、自主・自立のまちづくりに取り組む。

(単位:千円)

項目 (担当課)	内容	目標・具体的取組等	施策実施スケジュール				
			平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
地区住民福祉協議会との連携強化  (総務課) (企画財政課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>協働のまちづくりの推進</li> <li>住民福祉協議会への支援</li> <li>地域住民とまちづくりの目標を共有した第4次長期総合計画の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年度～ 新住民福祉協議会設立に向けた情報提供、助言等の側面的支援(19年度 2住民協設立) 各地区住民福祉協議会の地域活動への支援(まちづくり交付金の交付等)</li> <li>平成20年度 第4次長期総合計画策定に係る意見収集等(アンケート、懇談会等)</li> <li>平成21年度 第4次長期総合計画中間とりまとめ等、計画策定</li> </ul>					
		見直しによる効果額					

## 8 財政目標効果額

(単位:千円)

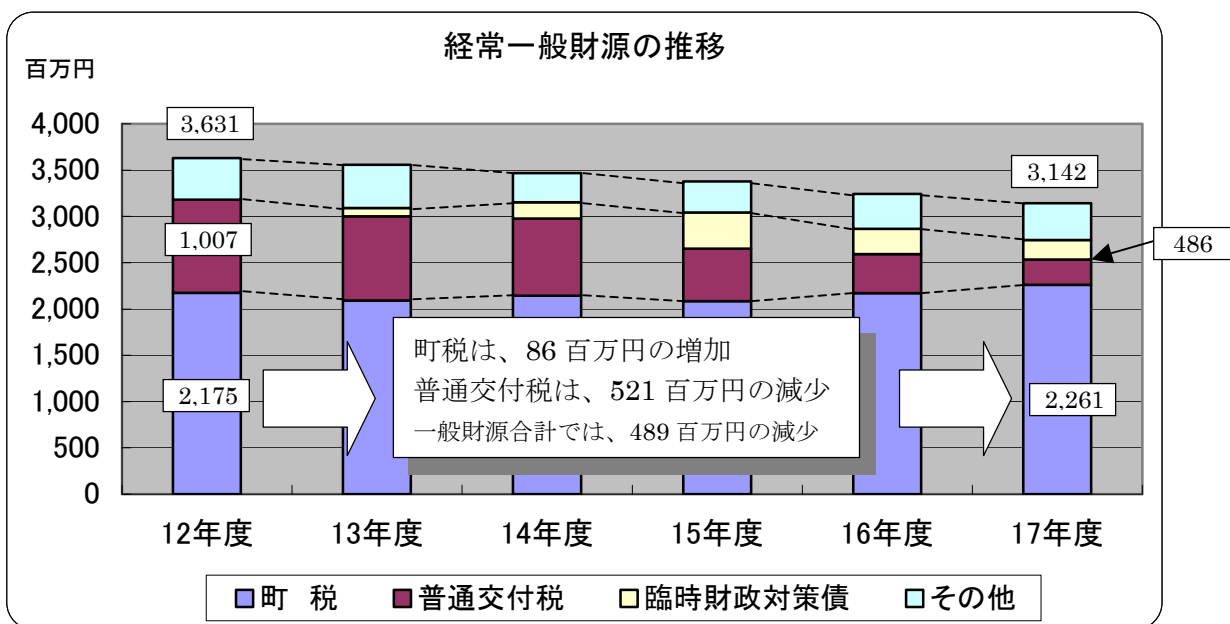
基本方針	区分	項目	見直しによる効果額					
			平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	計
1 より生産性の高い組織への変革	(1) 民間委託等の推進	常備消防業務の事務委託			△ 13,010	△ 22,610	△ 17,700	△ 53,320
	(2) 施設等維持費の見直し	ネットワーク回線の見直し	△ 134	△ 4,552	△ 4,552	△ 4,552	△ 4,552	△ 18,342
		公用車台数の見直し			△ 260	△ 260	△ 260	△ 780
		安芸クリーンセンターごみ焼却熱利用発電		3,951	△ 2,846	△ 2,846	△ 2,846	△ 4,587
		坂小学校警備方法の見直し		△ 1,154	△ 1,154	△ 1,154	△ 1,154	△ 4,616
		小学校プール的一般開放見直し		△ 588	△ 846	△ 846	△ 846	△ 3,126
	(3) 補助金等の整理合理化	各種団体補助金等の見直し	△ 945	△ 1,223	△ 5,462	△ 4,676	△ 4,676	△ 16,982
		前納報奨金の廃止		△ 10,400	△ 10,400	△ 10,400	△ 10,400	△ 41,600
	(4) 事務事業の整理合理化	敬老会運営方法の見直し			△ 1,032	△ 1,032	△ 1,032	△ 3,096
		敬老祝金等の見直し	△ 8,081	△ 11,226	△ 11,226	△ 11,226	△ 11,226	△ 52,985
		坂町児童手当の見直し			△ 1,380	△ 1,380	△ 1,380	△ 4,140
		老人緊急通報事業の見直し		△ 1,559	△ 1,559	△ 1,559	△ 1,559	△ 6,236
		町民センター各種講座の運営方法見直し			△ 1,616	△ 1,616	△ 1,616	△ 4,848
		口座振替領収書発送回数の見直し		△ 1,007	△ 1,007	△ 1,007	△ 1,007	△ 4,028
		地方債の繰上償還				△ 2,341	△ 1,728	△ 4,069
	(5) 組織・機構の見直し	物品費用等の削減		△ 303	△ 522	△ 1,125	△ 1,125	△ 3,075
		議員定数の見直し			△ 7,390	△ 7,822	△ 7,822	△ 23,034
(6) 各種委員会、審議会の見直し	各種委員会、審議会の見直し		△ 257	△ 257	△ 257	△ 257	△ 1,028	
(8) 給与の適正化	給与構造改革に基づく給与の適正化		△ 43,790	△ 44,424	△ 51,418	△ 61,538	△ 201,170	
	小 計 (削減効果額) A		△ 9,160	△ 72,108	△ 108,943	△ 128,127	△ 132,724	△ 451,062
2 持続可能な財政システムの構築	(1) 歳入の確保	法人町民税の税率変更				20,000	22,000	42,000
		施設使用料の適正化		51,225	78,240	81,946	82,478	293,889
		基金の効率的運用			1,160	1,642	1,642	4,444
		ホームページへの有料広告等			867	1,047	1,047	2,961
	小 計 (増額効果額) B		0	51,225	80,267	104,635	107,167	343,294
	合 計 (効果額) A+B		9,160	123,333	189,210	232,762	239,891	794,356

## 9 財政見通し

### ◆ 低迷する収入

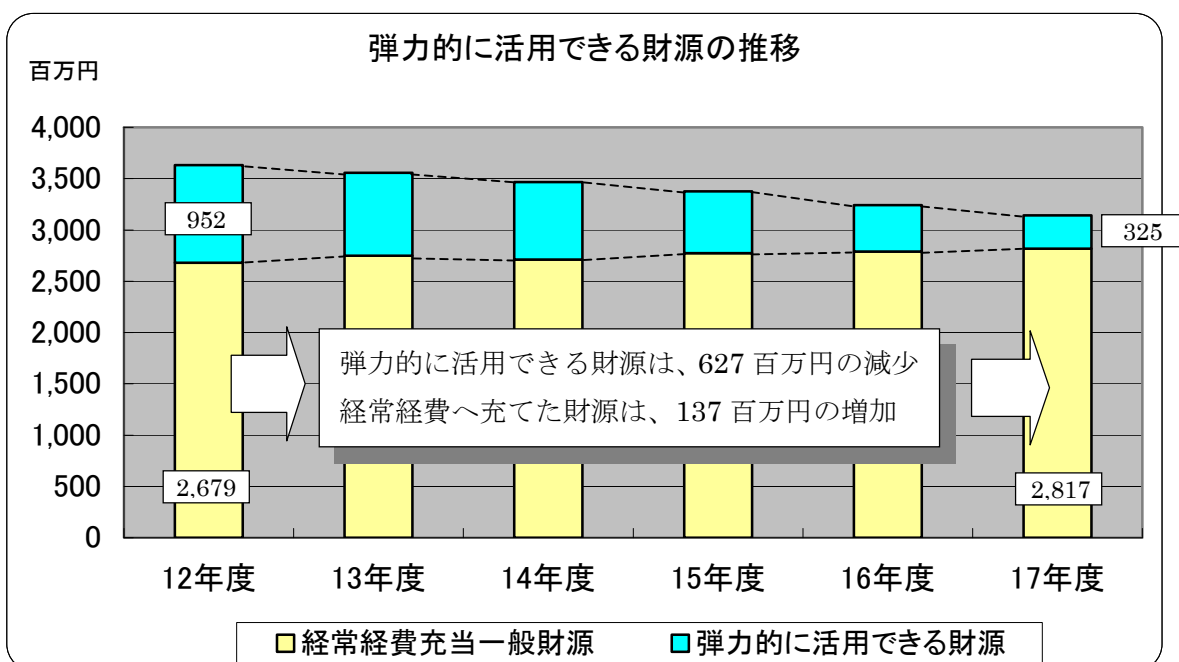
町税、普通交付税等の経常一般財源収入は、12年度には約36億円であったが、17年度には約31億円となり、5億円の減少となっています。

これは、国の三位一体改革に伴い、普通交付税が5億円以上の減額（臨時財政対策債を含む。）となったためです。



### ◆ 進む財政の硬直化

投資的経費などへ弾力的に活用できる財源は、12年度には9億円を超えていましたが、普通交付税の大幅な落ち込みや国庫補助負担金改革による経費充当一般財源の増加などにより、17年度は約3億円と6億円も減少しており、財政の硬直化が進んでいます。



## ◆ 今後の財政見通し

18年度までの国の三位一体改革は、地方の自主性・自立性を高めるという分権改革の理念とは程遠く、国の財政再建に主眼が置かれ、地方交付税収入は大きく減少し、国庫補助負担金改革に伴う税源の移譲も十分に行われないうなど、地方公共団体の財政状況は厳しさが増大しています。

また、昨年閣議決定された基本方針2006においては、今後5年間の見直し方針に基づく国・地方を通じた歳出・歳入の一体改革の取組みと、これに連動した更なる行政改革が求められています。

このため、事務事業の見直し、組織・機構の簡素効率化、定員管理、民間委託の推進などの歳出削減と、今後、町を発展させていくために必要な事業を進めるための財源確保など、行財政全般にわたる改革を積極的かつ計画的に進めていく必要があります。

(単位：百万円)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	合 計
町 税	2,237	2,371	2,491	2,481	9,580
地方譲与税	139	45	45	46	275
地方交付税	343	254	301	270	1,168
臨財債等	211	174	165	157	707
その他	529	430	268	261	1,488
歳入一般財源	3,459	3,274	3,270	3,215	13,218
義務的経費	1,448	1,524	1,509	1,494	5,975
（人件費）	813	798	854	854	3,319
（扶助費）	203	212	218	225	858
（公債費）	432	514	437	415	1,798
その他	1,767	1,577	1,531	1,558	6,433
歳出一般財源	3,215	3,101	3,040	3,052	12,408
弾力的活用可能財源	244	173	230	163	810
長計等必要一般財源	244	173	216	287	920
差 引	0	0	14	△ 124	△ 110

### 財政見通しについて

- 本計画の行財政改革（計画分を含む）を実施した場合における財政効果額を反映している。
- 18年度は最終予算、19年度は当初予算により計上している。
- 20年度以降は、基金繰入、繰越金等の臨時的収入は見込んでいない。
- 今後の社会情勢、地方制度改正により、数値は変動することがある。
- 地方交付税は、19年度から予定されている制度改正（新型交付税）による影響を見込んでいる。制度改正内容によって、影響額が大きく変動することがある。



## 《普通交付税》

地方公共団体が等しく事務を行えるよう、一定の基準により、所得税、法人税、酒税等の国税の一定割合を地方へ交付するもの。

## 《三位一体改革》

国の関与から脱却し、地方のことは自ら決定し、自ら調達した財源で政策実施する自立した地方自治の確立を目的として、国から地方への税源移譲、国庫補助負担金の廃止・縮小、地方交付税の見直しを行うもの。

## 《臨時財政対策債》

国の制度改正により減額された地方交付税の補てんとして借り入れるもので、この元利償還金については、後年度、国からの地方交付税により全額補てんされる。

## 《国庫補助負担金改革》

地方分権の理念に沿って、財政面における地方の自由度を高めるため、国から地方への税源移譲とともに、国から地方へ交付されている国庫補助負担金の廃止・縮小を行うもの。

## 《基本方針 2006》

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」のことで、構造改革の基本的な方針をまとめたもの。小泉政権では、「官から民へ」「国から地方へ」を旗印に、その方向性を示してきた。基本方針 2006 では、国・地方の財政健全化が優先課題の 1 つとされている。

## 《長計等必要一般財源》

第 3 次長期総合計画において実施予定の事業や予算に計上した建設事業を行うために必要な財源をいう。